

ID: 1691

担当部署: まちづくり部 都市計画課

処分の概要	跡地等管理協定の締結の認可及び変更認可		
法令名 根拠条項	都市再生特別措置法 第111条第4項(第113条において準用する場合を含む。)		
法令番号	平成14年法律第22号		
【基準】 法第111条第4項及び第112条の規定による。 (跡地等管理協定の締結等) 第111条 4 都市再生推進法人等が跡地等管理協定を締結しようとするときは、あらかじめ、市町村長の認可を受けなければならない。 (跡地等管理協定の認可) 第112条 市町村長は、前条第4項の認可の申請が、次の各号のいずれにも該当するときは、同項の認可をしなければならない。 1 申請手続が法令に違反しないこと。 2 跡地等管理協定の内容が、前条第3項各号に掲げる基準のいずれにも適合するものであること。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	令和 8 年 2 月 1 日